

第76回 淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

- 1 条例制定 9件
 (1) 新規条例 1件

議案等番号	件名	所管課
議案第68号	淡路市下水道事業の設置等に関する条例制定の件 「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付総務大臣通知)による要請に基づき、平成31年4月1日から公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の3事業を統合し、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用する公営企業会計へ移行させ、経営及び資産等の状況の正確な把握に努めるとともに、弾力的な経営を図るため、同法第4条の規定に基づき、新たに条例を制定する。 施行期日等 平成31年4月1日から施行し、特別会計の廃止に係る平成30年度の決算について必要な経過措置を設ける。	下水道課

- (2) 改正条例 8件

議案等番号	件名	所管課
議案第69号	淡路市行政組織条例(平成17年淡路市条例第9号)の一部を改正する条例制定の件 普通交付税の一本算定、定員適正化計画に基づく職員数の減少、公共施設の見直し等の山積する課題を踏まえ、各部署の責任と判断により、柔軟な対応ができる、これまで以上に簡素で効率的かつ効果的な行政組織を構築するため、所要の措置を講じる。 1 情報の有効かつ効果的な利活用とそれに対応するセキュリティーの重要性が高まる現代にあって、これらの事務を所掌する「企画政策部」について、その名称を「企画情報部」に改める。 2 近年の財政健全化判断比率の改善及び決算の状況に鑑み、合併当初の危機的な財政状況下において、持続可能な財政運営の確立を図るため、平成22年度に設置した「財務部」にあっては、「総務部」と再編する。 施行期日 平成31年4月1日	総務課

淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）及び淡路市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第46号）の一部を改正する条例制定の件

平成30年人事院勧告により、国家公務員の給与について、民間の賃金の上昇を反映し、月例給・ボーナスともに5年連続の引上げを行うことが勧告されたことから、その勧告に基づく国家公務員の給与に準拠して所要の措置を講じる。

- 1 第1条の改正により、職員の給料月額を国家公務員の給与法の改正に準拠して平均で「0.2%」引き上げる（平成30年4月1日から適用）
- 2 第1条及び第2条の改正により、12月期の期末手当又は勤勉手当の支給率を「0.05」引き上げる（平成30年12月期から適用）

区分	【改正前】				【改正後】(公布の日から)							
	年間支給率		6月期		12月期		6月期		12月期			
支給率	4.400		2.125		2.275		4.450(+0.050)		2.125		2.325(+0.050)	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
特別職	2.125	-	2.275	-	2.125	-	2.325	-	2.125	-	2.325	-
一般職	1.225	0.900	1.375	0.900	1.225	0.900	1.375	0.950	1.225	0.900	1.375	0.950

- 3 第3条及び第4条の改正により、上記2による引上げ後の期末手当及び勤勉手当の支給率を6月期と12月期が均等になるよう措置を講じる（平成31年4月1日施行）

区分	【改正後】(公布の日から)				【改正後】(H31.4.1から)							
	年間支給率		6月期		12月期		6月期		12月期			
支給率	4.450		2.125		2.325		4.450		2.225(+0.100)		2.225(-0.100)	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
特別職	2.125	-	2.325	-	2.225	-	2.225	-	2.225	-	2.225	-
一般職	1.225	0.900	1.375	0.950	1.300	0.925	1.300	0.925	1.300	0.925	1.300	0.925

- 4 第2条及び第4条において、特別職の期末手当の支給率を在職期間の区分に応じて引き上げる。

施行期日等 公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

また、第1条及び第2条の規定は、平成30年4月1日から適用することとし、その他給料の支給に関し必要な経過措置を設ける。

<p>議案第 7 1 号</p>	<p>淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 3 0 号）及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年淡路市条例第 1 6 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>平成 3 1 年 4 月 1 日から学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）が改正され、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」が制度化され、課程に応じ、文部科学大臣が定める学位が授与される。この改正により、市が条例で資格要件を定めるに当たり、基準を参酌する関係省令に、専門職大学に関する規定を追加する改正がなされたことから、所要の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 条の改正について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格について、「短期大学を卒業した者」に「専門職大学の前期課程を修了した者」を含むよう規定を整備するとともに、字句を整理する。 2 第 2 条の改正について放課後児童健全育成事業所ごとに、置かれる放課後児童支援員が有すべき資格について、「大学を卒業した者」に「専門職大学の前期課程を修了した者」を含むよう規定を整備する。 <p>施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>	<p>生活環境課 青少年育成課</p>
<p>議案第 7 2 号</p>	<p>淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 0 8 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>平成 3 0 年 4 月から休園している育波保育所について、地元老人クラブの活動又は地域住民の交流の拠点施設として利活用するに当たり、育波地区連合町内会に無償貸与するため、同保育所を廃止する。</p> <p>施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>	<p>子育て応援課</p>

<p>議案第 7 3 号</p>	<p>淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年淡路市条例第 6 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>本四仁井バス停駐車場について用地が確保でき、環境が整ったことから施設整備を行い、有料化するため、所要の措置を講じる。</p> <p>1 本四仁井バス停駐車場の整備後の駐車可能台数 5 2 台 2 使用料（現行の 5 か所の市営駐車場と同額）</p> <table border="1" data-bbox="432 506 1193 925"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料（自動車 1 台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">通常利用</td> <td>2 時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1 回（2 時間を超え 2 4 時間以内）につき</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回数券利用</td> <td>市民又は市内 在勤者</td> <td>1 5 枚つづり</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>1 2 枚つづり</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>市民又は市内 在勤者</td> <td>1 か月につき</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>1 か月につき</td> <td>7,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日等 平成 3 1 年 7 月 1 日からとし、この条例の施行日前においても本四仁井バス停駐車場の定期券又は回数券を販売することができるよう経過措置を設ける。</p>	区分		使用料（自動車 1 台につき）		通常利用		2 時間以内	無料	1 回（2 時間を超え 2 4 時間以内）につき	500 円	回数券利用	市民又は市内 在勤者	1 5 枚つづり	5,000 円	上記以外の者	1 2 枚つづり	5,000 円	定期利用	市民又は市内 在勤者	1 か月につき	4,000 円	上記以外の者	1 か月につき	7,000 円	<p>都市総務課</p>
区分		使用料（自動車 1 台につき）																								
通常利用		2 時間以内	無料																							
		1 回（2 時間を超え 2 4 時間以内）につき	500 円																							
回数券利用	市民又は市内 在勤者	1 5 枚つづり	5,000 円																							
	上記以外の者	1 2 枚つづり	5,000 円																							
定期利用	市民又は市内 在勤者	1 か月につき	4,000 円																							
	上記以外の者	1 か月につき	7,000 円																							
<p>議案第 7 4 号</p>	<p>淡路市公民館条例（平成 1 7 年淡路市条例第 2 2 9 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>公民館の組織体系を見直すに当たり、各公民館の位置付けを整理し、これまで地区公民館として位置付けられていた淡路市立岩屋公民館及び淡路市立東浦公民館を地域活動及び各種団体の支援を中心となって担う拠点公民館に位置付けるとともに、淡路市立中央公民館について、その事業の主たる対象区域を「市の全域及び淡路市立津名中学校通学区域」とした上で、全ての公民館を統括するよう所要の措置を講じる。</p> <p>施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>	<p>社会教育課</p>																								
<p>議案第 7 5 号</p>	<p>淡路市立図書館設置条例（平成 1 7 年淡路市条例第 2 3 0 号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>住民その他の利用者の更なる利便性の向上と、サービスの充実を図るため、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）を開館日とし、その翌日を休館日とするよう所要の措置を講じる。</p> <p>施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>	<p>社会教育課</p>																								

議案第76号	<p>淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第290号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>淡路市立アソンプレホールについて、その利用状況に鑑み、現在の指定管理期間が満了する平成31年3月31日を以って、廃止する。</p> <p>淡路市立サンシャインホールについては、併設する図書館が利用者の利便性向上を図るため、休日を開館日とする一方、その翌日を休館日とすることに伴い、一体的な施設である同ホールの休館日について、同様の措置を講じる。</p> <p>淡路市立しづかホールについて休館日の振替に関する規定を整理する。</p> <p>施行期日等 平成31年4月1日から適用し、使用料に関し必要な経過措置を設ける。</p>	社会教育課
--------	---	-------

2 事件決議 8件

議案等番号	件名	所管課
議案第77号	<p>財産の処分の件（アソンプレホール隣接市有地）</p> <p>民間事業者の持つ英知と活力により、豊かな創造性を発揮し、この土地が持つ可能性を最大限に引き出すことで、雇用の創出と交流人口の増加、更に地域創生に資することができるかと認められる事業者に、財産を売却する。</p> <p>1 土地の所在地、地目及び面積 (1) 所在地 兵庫県淡路市岩屋2942番31 兵庫県淡路市岩屋2942番40 (2) 地目 雑種地 (3) 面積 19,641㎡</p> <p>2 売却価格 220,000,000円</p> <p>3 契約方法 プロポーザル方式による随意契約</p> <p>4 契約の相手方 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 株式会社パソナグループ 代表取締役 南部 靖之</p>	企業誘致 推進課
議案第78号	<p>淡路市公共下水道淡路・東浦浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定締結の件</p> <p>日本下水道事業団からの調達価格の減による協定額の減</p> <p>1 協定額（当初） 223,550,000円 （変更額） 25,960,000円</p> <p>2 協定金総額 197,590,000円</p> <p>3 協定相手方 日本下水道事業団 理事長 辻原 俊博</p> <p>4 変更工事概要 なし</p>	下水道課

議案第 7 9 号	<p>公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成 1 7 年淡路市条例第 1 5 5 号「一宮温泉施設」）</p> <p>1 施設名等</p> <p>(1) パルシェ香りの湯温泉棟 淡路市尾崎 3 0 2 0 番地 1</p> <p>(2) 淡路島いちのみや温泉源地 淡路市新村 6 8 7 番地 2</p> <p>(3) 温泉供給装置 淡路市新村 6 8 7 番地 2 地先から 淡路市尾崎 3 0 7 1 番地先まで</p> <p>(4) 淡路島いちのみや温泉スタンド 淡路市尾崎 3 0 7 1 番地</p> <p>(5) パルシェ香りの湯宿泊棟 淡路市尾崎 3 0 2 0 番地 1</p> <p>2 指定管理者 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志</p> <p>3 指定期間 平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第 8 0 号	<p>公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成 1 7 年淡路市条例第 1 7 8 号「一宮農林漁業体験実習館」）</p> <p>1 施設名等 淡路市一宮農林漁業体験実習館「淡路香りの館」 淡路市尾崎 3 0 2 5 番地 1</p> <p>2 指定管理者 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志</p> <p>3 指定期間 平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第 8 1 号	<p>公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成 1 7 年淡路市条例第 2 9 6 号「松帆アンカレイジパーク」）</p> <p>1 施設名等 淡路市松帆アンカレイジパーク 淡路市岩屋 1 8 7 3 番地 1</p> <p>2 指定管理者 株式会社淡路観光開発公社 代表取締役 西田 利行</p> <p>3 指定期間 平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第 8 2 号	<p>公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成 1 9 年淡路市条例第 1 7 号「岩屋ハーバーパーキング」）</p> <p>1 施設名等</p> <p>(1) 橋本駐車場 淡路市岩屋 1 3 5 5 番地 1 地先 にしのちょう</p> <p>(2) 西 町 駐車場 淡路市岩屋 1 3 8 7 番地先</p> <p>(3) 片浜駐車場 淡路市岩屋 1 4 1 3 番地 4 地先</p> <p>2 指定管理者 淡路島岩屋漁業協同組合</p>	商工観光課

	代表理事組合長 東根 壽 3 指定期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日 4 選定方法 非公募	
議案第83号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第243号「陶芸館」) 1 施設名等 淡路市立陶芸館 淡路市浦668番地1 2 指定管理者 舞鶴トレード株式会社 代表取締役 桂 泰昭 3 指定期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日 4 選定方法等 公募	社会教育課
議案第84号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第245号「中浜稔猫美術館」) 1 施設名等 淡路市立中浜稔猫美術館 淡路市浦668番地2 2 指定管理者 舞鶴トレード株式会社 代表取締役 桂 泰昭 3 指定期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日 4 選定方法等 公募	社会教育課

3 予 算 2件
(1) 補正予算 2件

議案等番号	件 名	所管課
議案第85号	平成30年度淡路市一般会計補正予算(第4号) 補正額 7億5,980万円余 補正後の予算額 310億8,390万円余 繰越明許費 1件追加 債務負担行為補正 3件追加、1件変更 地方債補正 3件変更	財 政 課
議案第86号	平成30年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 直営診療施設勘定 補正額 20万円余 補正後の予算額 1億3,820万円余	福祉総務課

4 報 告 2件

議案等番号	件 名	所管課
報告第26号	専決処分した事件の報告について(自動車損傷事故)	都市計画課
報告第27号	専決処分した事件の報告について(自動車損傷事故)	都市総務課